

「熊本デスティネーションキャンペーン 2026」オープニングセレモニー等

企画運営業務委託仕様書

1 業務名

「熊本デスティネーションキャンペーン 2026」オープニングセレモニー等企画運営業務

2 業務の目的

令和8年7月～9月の熊本デスティネーションキャンペーン(以下、「熊本DC」という。)の開始に合わせて、国内外の方々が行き交う熊本駅を活用し、本県の魅力的な観光コンテンツ(地域の食や体験、伝統文化等)を強力に発信することで、期間中の誘客を訴求するとともに、県内各地域の活性化につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)8月17日(月)まで
※令和8年度当初予算を前提としているため、予算成立後に契約を締結する。

4 イベント内容

(1) オープニングセレモニー

- ① 日時: 令和8年(2026年)7月4日(土)13時00分～13時30分
- ② 会場: 熊本駅前広場

(2) オープニングイベント

- ① 日時: 令和8年(2026年)7月4日(土)11時00分～20時00分
令和8年(2026年)7月5日(日)11時00分～17時00分
- ② 会場: 熊本駅前広場
- ③ 内容: ステージパフォーマンスに加え、県内各地域の人気グルメや観光物産ブース、各種体験などのマルシェの開催

(3) 関連イベントとの連携

JRグループや旅行会社が企画調整する団体専用臨時列車の到着等に合わせたお出迎えや賑わいづくり

5 業務内容

本イベントは、熊本DCのテーマ「仲間を誘って、さあ、冒険の旅へ。」をコンセプトとし、本仕様書4「イベント概要」に記載の内容及びそれに付帯する以下の業務を行うこととする。

(1) イベント全体の企画運営

- ① ステージ(間口8m程度×奥行4.5m程度)及び観覧席(200席程度)、飲食スペース(20テーブル程度)を設置すること。
※ 観覧席はセレモニー終了後に飲食スペースに転換すること。(追加で20テーブル程度)

※ステージ周辺に司会やゲスト、演者等の控室を準備すること

② ステージイベントの企画運営

- ・出演者や内容について、企画調整を行うこと。
- ・ステージイベントは1イベントあたり30分～1時間程度を目安として構成すること。

※くまモンのステージを入れること。

③ イベント・会場全体の装飾

コンセプトや季節、景観に適した装飾を行うこと。

(2) ブース出展者の募集・運営

- ① 飲食や体験、県内各地域の観光PR等など計65ブース程度の出展者の募集と運営を行うこと。
- ② ブースの出展料は無料とすること。
- ③ 出展者の募集及び選定にあたっては、事前に熊本DC実行委員会事務局と協議すること。

(3) キービジュアルの制作、BGMの設定

- ① 本イベントのキービジュアルを制作すること。
- ② キービジュアルは、宣伝物に掲載する際の作業(拡大や縮小)に耐え得るよう配慮すること。(B2サイズから10cm×5cm程度までを想定)
- ③ 熊本DC仕様の衣装を着たくまモンの登場曲や今後の賑わいづくりに相応しいBGMを設定すること。(本イベント以外での露出も想定)

(4) ノベルティグッズの制作

来場者等への配布を想定したノベルティグッズ(10,000個程度)を制作すること。なお、制作物の選定にあたっては、事前に熊本DC実行委員会事務局と協議すること。

(5) 会場内を回遊させる取組

各ブースを回遊する魅力的な仕掛け((例)フォトスポットの設置やスタンプラリー等)を実施すること。

(6) 本イベントのプロモーション

各種媒体を用いた効果的なプロモーションを行うこと。
その他集客のために効果的な告知展開を行うこと。

(7) 関連イベントとの連携

JRグループや旅行会社が企画調整する団体専用臨時列車の到着に合わせたお出迎えや賑わいづくりを行うこと。

(8) その他、独自企画・運営

本仕様書に示す目的達成のためにテーマに沿った効果的な企画・運営を行うこと。

6 その他

(1) 成果物及び成果物の提出

業務完了後、速やかに次の①～②を提出すること。

- ① 業務完了報告書(A4版)
- ② BGM やキービジュアルなど制作物のデータ

※②のデータファイルはCD-R等の電磁的記録媒体にて提出すること。なお、電磁的記録媒体に記録するファイル形式は、イラストレータ形式、JPEG及びPNG形式とすること。

③ 成果物の提出先

熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局
(熊本県観光振興課国内観光推進室内)

(2) 著作権

- ① 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- ② 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ④ 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 受託者の責務

- ① 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、または、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- ② 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- ③ 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- ④ 関係法令を遵守し業務に当たること。

その他、本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決することとする。